

第二次報告書

平成20年9月

篠山市議会
行財政改革調査特別委員会

目次

1. はじめに	2
2. 「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」の審査について	
(1) 審査手法について	
(2) 審査方法について	2～3
3. 「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」の審査結果	
(1) 審査結果（20年度項目）	
(2) 評価に係る特記事項	
(3) 審査結果（21・22年度項目）	
(4) 評価に係る特記事項	4～11
4. 「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」審査から	
(1) 最終審査結果	
(2) 意見付記	11～12
5. 終わりに	13
参考資料	
篠山市議会行財政改革調査特別委員会名簿	
主な活動経過	14

1. はじめに

平成11年の篠山市発足以降、それまでの旧町や広域行政における課題であった都市基盤整備を、合併協議に基づき合併特例債などを活用して短期間に解決してきた。

しかし、それらの事業に係る起債の償還とともに、国の三位一体改革等による地方交付税の大幅な削減等もあり、篠山市の収支バランスは崩れ、極めて深刻な財政状況に陥ることとなった。

こうした状況の下、市長は財政再建に取り組むため、今後の財政収支見通しを示すとともに、篠山再生市民会議の議論、答申を経て、「篠山再生計画（案）〈行財政改革編〉」を発表するに至った。

市議会としても、今後、想定される学校の統廃合と耐震改修や兵庫医科大学篠山病院の存続を始めとした地域医療の充実確保等、山積する課題への対応等含め、持続可能な行財政基盤の確立と市民福祉向上のため調査研究を行うことを目的に、「行財政改革調査特別委員会」を設置し、調査と議論を重ねてきた。

そしてこの度、「篠山再生計画（案）〈行財政改革編〉」の実施項目を中心に、内容審査等、行った結果を報告として取りまとめた。

2. 「篠山再生計画（案）〈行財政改革編〉」の審査について

行財政改革調査特別委員会では、まず「篠山再生計画（案）〈行財政改革編〉」の実施項目を中心に内容の審査を行った。

(1) 審査手法について

124項目と多岐にわたる取り組み項目からなる再生計画(案)を審査するため、政策総務、文教厚生、生活経済の各常任委員会、議会のあり方研究会と連携し、個別項目の審査を行い、それらの審査も踏まえた上で、行財政改革調査特別委員会で全体的な審査を行った。

■行財政改革調査特別委員会

「篠山再生計画（案）〈行財政改革編〉」中、担当部署が限定されない横断的な項目の審査を行うとともに、常任委員会等での審査を踏まえ、全体的な審査を行う。

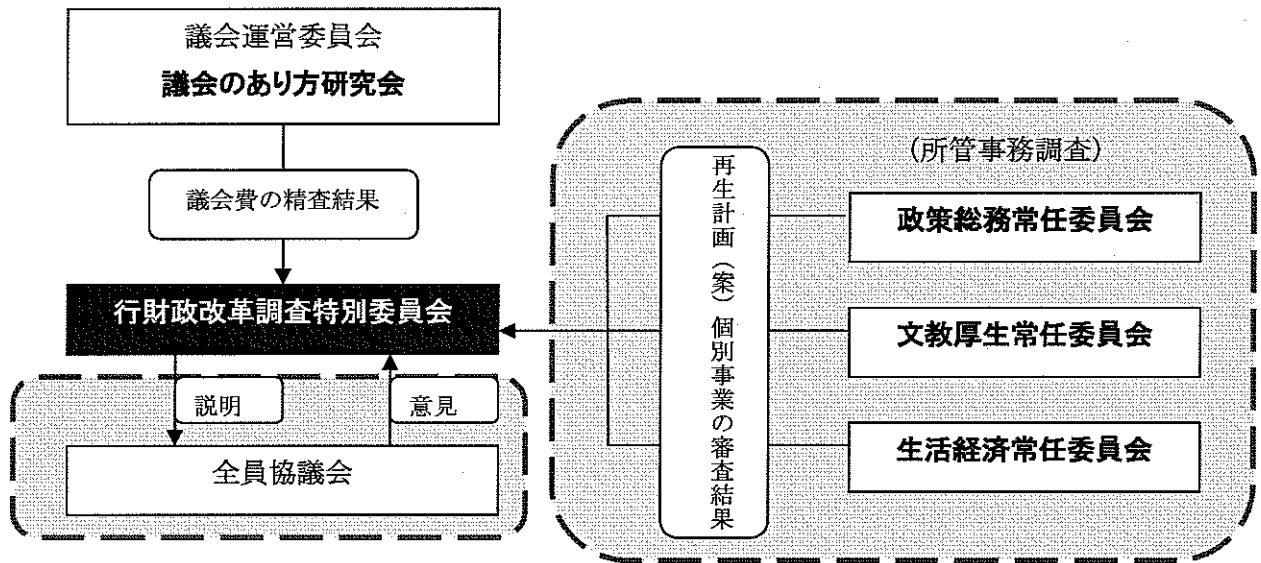
■各常任委員会

「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」中、「所管に係る事項」について、審査を行う。

■議会のありかた研究会

「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」中、「議員定数・報酬」の検討を行う。

(イメージ図)



(2) 審査方法について

審査については、以下の内容で行った。

■審査内容

①根拠

条例改廃等の有無、時期について

②効果額の適正度

効果額の積算根拠及び適正な設定がされているかどうか。

③項目実施による影響

対象者や数、対象条件、その他、市民に与える影響はどうか。

④対象者への説明方法等

周知のための説明手法等について

⑤計画の実効性

実施可能な計画かどうか。

3. 「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」の審査結果

（1）審査結果（20年度項目）

最初に、「篠山再生計画（案）＜行財政改革編＞」の20年度実施項目を中心に審査を行った。主な審査の結果は下記のとおり。

個別項目の必要性のみの判断ではなく、財政再建の視点に立った上で総合評価を行った。

■総合評価（三段階評価）

「A」・・・実施可

「B」・・・調整後実施可

「C」・・・要検討

	審査項目数	A評価	B評価	C評価
審査結果	82	72	8	2

※一部、21・22年度実施項目を含む。

（2）評価に係る特記事項（抜粋）

①再検討を要する項目（C評価）

「図書館業務の見直し」（第一次報告別冊P6）

■市民センターの図書コーナーを自習コーナーとし、そこでITサロンを実施する提案であるが、人員を配置しない方針では、管理上に問題があり、図書館機能は維持できないと考える。図書コーナーは、学校や地域にとって重要な役割を果たしており、人員を配置した上で、存続を検討されたい。

■市民団体やボランティアとの協働を進めること等含め、コスト削減の方策を検討されたい。

「情報化推進事業の見直し」（第一次報告別冊P68）

■市民センター図書コーナー（自習コーナー）への移設を前提とするのではなく、行政が取り組むべきサービスであるのかも含め、ITサロン自体の必要性を検討されたい。

■必要性を認める場合においても、有料化だけでなく、ボランティアの活用や機器の更新の必要性等、経費節減の運営体制について検討されたい。

②必要な調整を行った上で実施すべき項目（B評価）

「定員の適正化等」（第一次報告別冊P1）

「組織・機構の見直し」（第一次報告別冊P82）

- まちづくり方針も明らかにした上で、組織・機構と人員配置（非常勤、嘱託職員含む）の計画を提示されたい。
- 定数減ありきでは、行政サービス低下になりかねない。効率よく対応できるような人事配置を行うとともに、職員の意欲が出せる体制を整えられたい。
- 職員数減に伴う事務の簡素化や事務量の削減等も検討されたい。

「給与（正規職員）の引き下げ」（第一次報告別冊P3）

- 生活給としての配慮も必要であり、職員労働組合の理解が得られるように努力されたい。

「中央公民館方式の採用」（第一次報告別冊P4）

- 公民館は、地域の生涯学習の拠点であり、その役割は重要であることも鑑み、支所と連携したあり方も検討されたい。
- 各公民館が所管する各種団体との協議、調整を十分に行われたい。

「篠山チルドレンズミュージアムの運営の見直し」（第一次報告別冊P5）

- 指定管理者制度を導入した平成20年・21年の結果の検証をしっかりと行い、指定管理者とともに効果的な運営方法を検討されたい。
- これまで培ってきたミュージアムクラブ等の地域とのつながりも大切に、効果的な運営方法について検討されたい。

「外出支援サービス事業の見直し」（第一次報告別冊P34）

- 民間業者への業務委託を段階的に行っていく予定となっているが、対応できる民間業者が少なく、民間事業者育成の具体的な方策を検討されたい。
- サービス低下につながらない様に検討されたい。

「各種イベントの自主運営」（第一次報告別冊P50）

- イベントの位置づけを明確にした上で、取り組まれたい。

「市道建設事業の休止」（第一次報告別冊P51）

- 道路は開通してこそ効果がでるものであり、将来を見据えた投資という視点も踏まえ、検討されたい。

③その他（A評価）

「公共施設の管理の見直し」（第一次報告別冊P 8）

- 施設用地が市有地である場合、その扱いについては今後のトラブルとならないように、統一した方向で整理されたい。
- 市所有の他施設においても、実態に応じた管理の見直しを行われたい。

「非常勤特別職の報酬改定」（第一次報告別冊P 10）

「各種委員会等の報償費の改定」（第一次報告別冊P 11）

- 既存の各種審議会・委員会等の必要性等についての検証を行い、廃止・統合できるものは積極的に整理されたい。

「篠山市女性委員会委員数の削減」（第一次報告別冊P 28）

- 女性委員会のあり方についても検討されたい。

「ねんりん館施設管理の見直し」（第一次報告別冊P 47）

- 指定管理期間の管理形態の変更については、契約の一方的な破棄ととられかねず、慎重に行われたい。

「被服貸与の使用年数の見直し」（第一次報告別冊P 55）

「緊急車両の更新年の延長」（第一次報告別冊P 56）

- 市民の命に直結する活動であり、活動に支障をきたさないように状況を把握し、計画に縛られることなく柔軟な対応を行われたい。

「補助金の見直し（平成21年度からの実施分）」（第一次報告別冊P 69）

- 市のまちづくりの方向性とも整合性を図った取り扱いを行われたい。
- 一律削減ではなく実態に沿った対応を行うとともに、一定の補助基準を設け、執行されたい。
- 補助金の統合も検討されたい。

「市税の徴収率の向上（現年課税分）」（第一次報告別冊P 71）

「市税の徴収率の向上（滞納繰越分）」（第一次報告別冊P 72）

「介護保険料の徴収率の向上」（第一次報告別冊P 73）

「国保税の徴収率の向上」（第一次報告別冊P 74）

「市営住宅家賃の徴収率の向上」（第一次報告別冊P 75）

「水道料金の徴収率の向上」（第一次報告別冊P 76）

- 関係部局とも積極的な連携のもと、目標達成に向け総合的な対応を図られたい。

(3) 審査結果 (21・22年度項目)

続いて、「篠山再生計画(案)〈行財政改革編〉」の21・22年度実施項目を中心に審査を行った。主な審査の結果は下記のとおり。

20年度に引き続き、個別項目の必要性のみの判断ではなく、財政再建の視点に立った上で総合評価を行った。

なお、現時点で、実施に向けた取り組みが具体的に見えない項目は、「判定不可」として取り扱うこととした。

■総合評価

「A」・・・・・・実施可

「B」・・・・・・調整後実施可

「C」・・・・・・要検討

「判定不可」・・ 現時点で判断が困難

	審査項目数	A評価	B評価	C評価	判定不可
審査結果	39	24	5	2	8

(4) 評価に係る特記事項(抜粋)

①現時点で判断が困難な項目(判定不可評価)

「学校適正配置」(第二次報告別冊P2)

■今後、篠山市立小中学校適正配置等審議会を設置し、検討を重ね、具体的な計画を策定していくとのことであり、現時点において、具体的な提案もないことから、審査することはできない。

■現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「隣保館の運営方法の見直し」(第二次報告別冊P4)

■隣保館の今後のあり方を示されたい。

■地元移譲に伴う修繕費の発生や国庫補助金の返還の可能性等、不確定要素も多いことから、調整の上、経費も含め、その方向を早期に示されたい。

■現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「研修センターの地元地域への移譲」(第二次報告別冊P5)

- 移譲に伴う修繕費の発生等の不確定要素を整理されたい。
- 指定管理期間内の変更であり、地域と十分に調整されたい。
- 施設用地の扱いについては、無償譲渡も検討されたい。
- 現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「学校給食センター業務の委託」(第二次報告別冊P8)

- 給食のコスト面、安全性、危機管理体制などを考慮しながら、直営方式と民間委託を比較検討中とのことであり、その方策が決定されていないことから、現時点で審査することはできない。
- 業務委託になると、指揮命令系統等、日常業務への影響も大きいことも想定されることから、委託ありきではなく、実態に沿った見直しを検討されたい。
- 現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「篠山市保育所適正配置計画に基づく保育園の統廃合と幼保一体化」(第二次報告別冊P11)

- 統廃合にあたっては、保護者等の理解が得られるよう努められたい。また、通園時間などにおいて、子どもに負担にならないよう配慮を求める。
- 幼保一体化については取り組むべきであるが、学校適正配置との関連含め、現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「公共交通対策事業の見直し」(第二次報告別冊P14)

- 市としての構想と具体的な計画が見えてこない状況である。費用、効果額の見通しも出ていない状況では判定をすることは難しい。
- 行財政改革編に入れる項目か検討する必要がある。
- 現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「総合窓口の設置」(第二次報告別冊P15)

- 市民サービスの向上が図れるとしても、職員数が減少している中で実現可能な計画か具体的なことが示されていない状況では判定をすることは難しい。
- 行財政改革編に入れる項目か検討する必要がある。
- 現時点では項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

「各種台帳の一元化」(第二次報告別冊P31)

- システム統合には、大きな経費が伴うにも関わらず費用計上が想定されていないこと、検討を行うとしている次期更新時が平成22年度以降となることも想定されることから判定することは難しい。
- 費用と効果を見極め、次期更新時には検討されたい。
- 本計画に掲載する項目であるかも検討が必要である。
- 項目実施に向けた取り組みが具体的に見えない。一定の方向が見えてきた早い段階で示されたい。

②再検討を要する項目 (C評価)

「直接搬入ごみ手数料の改定」(第二次報告別冊P18)

- 手数料の改定に伴う搬入量の減による収入減とともに不法投棄の増加等につながる可能性もあり、効果が十分に見込めないのではないか。
- 近隣市町との比較においても高額な料金設定は、事業者負担も大きく、実施すべきでない。(ゴミ収集にかかる費用負担を事業者だけに求めるのは如何なものか。)

「篠山口観光案内所の運営の見直し」(第二次報告別冊P29)

- 観光案内所の職員は、案内所の運営だけでなく、放置自転車撤去等の駅周辺の管理も担っており、単体のみで考えるのは難しい。
- 計画案に記述されているとおり、現段階で観光案内機能を廃止することは、今の良好な状態を悪化させ、削減額以上の効果額を失う恐れがある。
- 観光まちづくりを目指す本市の動きと逆行している感もあり、その位置づけを明確にするまでは廃止するべきでない。特産展示スペース含め、収益事業や経費節減の運営を検討されたい。

③必要な調整を行った上で実施すべき項目 (B評価)

「支所組織の見直し」(第二次報告別冊P1)

- 支所で行う最終的な行政サービスとともに、それに伴う課題への対応策を明示された上で、住民理解と協力を得られたい。
- 交通網の整備や新たな担い手としてのまちづくり協議会等の育成等、フォローアップ施策に努められたい。
- 「定員の適正化等」・「組織・機構の見直し」も含めた中での人員配置を示すとともに、公民館との連携等も含め、横断的な人員の活用も検討されたい。
- 跡地利用についても示されたい。

「西紀運動公園の運営の見直し」(第二次報告別冊P6)

- 一旦休止したプール、グラウンドの再開に膨大な改修費が想定されるとともに、指定管理期間中の休館に伴い違約金発生の恐れ等が懸念される。
- 公園の利用者は固定化しているものの、年間76,500人に及び、市民の健康増進の観点に立てば、公園は存続すべきである。さらなる経営努力による利用者の拡大や利用料設定を上げるなど、できる限り経費のかからない運営方法を早急に検討されたい。
- 管理者の工夫が生かされ、サービスの向上も期待できる利用料金制度の導入を検討されたい。

「酒造記念館の運営方法の見直し」(第二次報告別冊P9)

- 丹波杜氏の文化的な価値も鑑み、存続すべきである。
- 関係団体が費用負担や行政との協働を積極的に模索している本事例は、市民と行政の協働のモデル的な取り組みとなる可能性がある。
- 存続を前提に、費用負担や自分たちでできることを模索している丹波杜氏組合とともに、酒造メーカーとの連携や経費節減方策を検討されたい。
- 行革に対する丹波杜氏組合の協力を評価した上で、経費削減に向けて取り組まれたい。

「市営篠山口駅西公営駐車場管理の委託」(第二次報告別冊P12)

- 今後の運営方針について検討する必要があるとともに、民間の状況も見ながら、縮小や売却も視野に入れられたい。

「消防施設整備事業の見直し」(第二次報告別冊P21)

- 安心・安全確保を最優先して取り組まれたい。
- 項目実施までに、施設の安全性の確認を十分に図られたい。

④その他(A評価)

「診療所のあり方を見直し」(第二次報告別冊P3)

- 当初、東雲診療所は廃止が前提であったが、現在、民間移譲も視野に入れ検討しているとのことであるが、市内4診療所で一般財源7,500万円(18年度決算)の持ち出しあり、経営主体や運営のあり方を検討し、経費削減に努められたい。
- 地域の人の利用促進に努め、地域医療機関の確保に積極的に取り組まれたい。

「さぎそうホールの管理運営の見直し」(第二次報告別冊P 7)

- 利用日数6 7日のうち、一般利用がわずか9日と、この利用状況が改善されない限り、休館も止むを得ない。(休館に伴い、今田中学校体育館に仮設ステージの設置や今田体育館の改修が必要となることも想定される。)

「北庁舎跡公用車駐車場の賃貸借契約の見直し」(第二次報告別冊P 1 6)

- 市有地との交換も検討されたい。

「市バス運行业務委託の見直し」(第二次報告別冊P 1 7)

- 公平性が保てるように利用規定を明確にされたい。
- 他の市有車両の利活用も図り、受益者負担が軽減できるように検討されたい。

「資源ごみ集団回収奨励金事業単価の引き下げ」(第二次報告別冊P 1 9)

- 事業開始当初の逆有償対策としての役割は終えている面はあるものの、リサイクル意識の涵養や青少年への環境教育に重きをおき、実施されたい。

「消防団組織・機構の見直し」(第二次報告別冊P 2 2)

- 消防団のあり方について、十分に検討を行い、その方向性を示されたい。

「歴史街道事業負担金及び推進協議会負担金の廃止」(第二次報告別冊P 3 0)

- 400年祭事業までとしているが、明確なPR効果が見込めなければ、早期脱退も検討されたい。

4. 「篠山再生計画(案)〈行財政改革編〉」審査から

「篠山再生計画(案)〈行財政改革編〉」の最終審査結果は、下記のとおり。

(1) 最終審査結果

個別項目の必要性のみの判断ではなく、財政再建の視点に立った上で総合評価を行った。

■総合評価

- 「A」・・・実施可
- 「B」・・・調整後実施可
- 「C」・・・要検討
- 「判定不可」・・・現時点で判断が困難

内訳	項目数	A判定	B判定	C判定	判定不可
審査結果	121	96	13	4	8

※「兵庫県の新行革プランの実施にともなう事務事業等の見直し」（1項目）は、現時点では不確定要素もあり、不審査とした。

※「議員定数・報償」（2項目）は、議会にて検討する。

（2）意見付記

行財政改革推進にあたり、審査過程で見えてきた課題に対し、下記のとおり意見を付すものとする。

- 「篠山再生計画<行財政改革編>」の策定にあたっては、取り組み実施後の行政サービスのあり方を示されたい。
- 「篠山再生計画<行財政改革編>」の策定にあたっては、現時点で、その実現性に疑問を抱かざるをえない項目も見受けられる。市内部での再検討や市民、関係団体等との調整を十分に図った上で、真に実効性のある計画とされたい。
- 「篠山再生計画<行財政改革編>」の推進にあたっては、市と市民の関係が重要であり、篠山市自治基本条例の理念に沿った「公と民の関係づくり」を具現化、実践化されたい。
- 補助金等のあり方について、理念等が曖昧であるために、イベント支援・補助金の基準が明確でないように見受けられることから、理念等を明らかにした上で、市のまちづくりの方向性との整合性を図られたい。
- 普通会計（一般財源）に係る取り組みだけでなく、財政健全化法の対象である特別会計、公営企業会計についても十分に取組みられたい。
- 行財政改革は、「篠山再生計画<行財政改革編>」の策定、実施で終了するものではない。行政が担うべき市民サービスを示した上で、篠山再生への取組み方針に基づき、引き続き、行財政改革の推進を図られたい。

5. 終わりに

平成20年6月27日に行財政改革調査特別委員会を設置して以降、「篠山再生計画(案)〈行財政改革編〉」の実施項目を中心に審査を行ってきた。

約3ヶ月間という短い期間であったが、慎重かつ熱心な議論を行い、前述したような課題も見えてきたことから、平成20年9月1日には、第一次報告をとりまとめ、議長から市長へ申し入れを行った。

そしてこの度、21・22年度実施項目を含め、全体の内容審査等を行った結果を、第二次報告としてとりまとめた。

今回の審査を通じて、再生計画実施後の行政サービスのあり方や仕組みがはっきりと見えないことが、全ての項目に共通する課題となっていると考える。

この課題解決に向けて、行政は、将来像をはっきりと示していくとともに、これまでから取り組んできた、市と市民の関係を一層進めていくことが重要となってくると考える。本市には、市民と市が一体となってみんなで考え、みんなで責任を持ってまちづくりを進めるという篠山市の地方自治の基本を定めた「篠山市自治基本条例」のもと、市民と市は、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、市民福祉の充実を図る目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進することを定めている。

しかしながら、例えば、補助金等のあり方についても、理念が曖昧なことから、イベント支援・補助金の基準が明確でなく、既得権化による弊害も指摘されている。また、住民自治を担うべき市民の意識醸成やまちづくり協議会等の住民組織の育成も進んでいないという現実もある。

篠山市の財政再建は緊喫の課題であるが、市民サービスとのバランスという点においても非常に困難な道のりが想定される。これから、本当に必要となってくるのは、自治基本条例を絵に描いた餅とするのではなく、「公と民の関係づくり」を具現化、実践化することである。

前述を踏まえ、現在、策定中である「篠山再生計画〈まちづくり編〉」を策定されることを強く望む。

行財政改革調査特別委員会では、今後、自主財源の確保策、行革推進策等、広く行財政改革について審議を行っていくこととしているが、市民、行政、議会が一体となり、それぞれの役割、責務を果たしていくことで、新しい篠山の将来像を見いだしていけるように取り組んでいきたい。

【参考】

○行財政改革調査特別委員会設置決議より

- 1 名 称 行財政改革調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法(昭和22年法律第67号)第110条及び委員会条例第5条
- 3 目的 持続可能な行財政基盤の確立と市民福祉向上のため調査研究を行うこと
- 4 委員の定数 9人
- 5 付議事件 行財政改革の調査研究に関する事
- 6 設置期間 平成22年4月30日まで
- 7 閉会中の調査 議会の閉会中も継続して調査できるものとする。

○行財政改革調査特別委員会名簿

委員長	林 茂	副委員長	渡邊 拓道
委員	小林 美穂	委員	本庄 賀寿美
委員	吉田 浩明	委員	西田 直勝
委員	隅田 雅春	委員	河南 克典
委員	森本 富夫		

○主な活動経過

平成20年	6月27日	行財政改革調査特別委員会設置
平成20年	7月15日	議員全員協議会(財政研修)
		第1回行財政改革調査特別委員会
		各常任委員会(項目審査)
平成20年	7月28日~8月4日	
平成20年	8月5日	第2回行財政改革調査特別委員会
平成20年	8月11日	第3回行財政改革調査特別委員会
平成20年	8月22日	第4回行財政改革調査特別委員会
平成20年	8月28日	議員全員協議会(第一次報告)
平成20年	8月25日~29日	各常任委員会(項目審査)
平成20年	9月1日	市長へ申し入れ(第一次)
平成20年	9月4日	第5回行財政改革調査特別委員会
平成20年	9月11日	第6回行財政改革調査特別委員会
平成20年	9月25日	第7回行財政改革調査特別委員会
平成20年	9月30日	議員全員協議会(第二次報告)
平成20年	9月30日	市長へ申し入れ(第二次)